

申請書類

申請書類 \ 助成対象要件	(1) 生活保護受給者	(2) 中国残留邦人	(3) 要領2項第1号ウ及び エに該当する者
① 報酬助成金申請書（様式第1号）	○	○	○
② 報酬付与審判書謄本の写し	○	○	○
③ 振込先の通帳の写し （表紙、口座名義人のカタカナ氏名・支店名・ 口座番号が記載されたページ）	○	○	○ （助成対象期間開始～ 申請日までの入出金が 確認できるページも必要）
④ 現況報告書（様式第1号別紙1）	○	○	○
⑤ 被保護証明書	○ （申請書の同意欄に記名 押印がある場合は不要）		
⑥ 支援給付受給証明書		○	
⑦ 資産等申告書（様式第1号別紙2）及 び添付書類（預貯金通帳の写し、有価証券の 残高証明書等）			○
⑧ 市民税非課税世帯であることが分かる 書類の写し（市民税・県民税課税（所得）証 明書、介護保険料納入通知書等） ※申請日時点で発行できる最新年度のもの			○ （申請書の同意欄に記名押 印があり、かつ、1月1日現 在で市内に住所を有してい る場合は不要）
⑨ 住民票の写し			○ （申請書の同意欄に記名押 印がある場合は不要）
⑩ （報酬付与審判書に「就職の日から」と 記載があった場合）登記事項証明書の写し	○	○	○
⑪ （後見人等が交代した場合）新たな後見 人の登記事項証明書の写し	○	○	○

※申請者は、被保佐人若しくは被補助人又は後見人、代理権のある保佐人若しくは補助人となります。

※親族が後見人等である期間の報酬については助成の対象外です。

※振込先は、被後見人等の口座を指定してください（口座名義が「〇〇成年後見人〇〇」等も可）。

※審判書に後見等開始日が記載されていない場合は、登記事項証明書の写しを提出してください。

注意！！

●被後見人等が死亡後に申請する場合

・成年被後見人等死亡後に申請する場合は、上記書類に加え、成年被後見人等の死亡が確認できる書類の写しも添付してください。

・④現況報告書は「現在」を「死亡時」と読み替えて記入してください。なお、申請書の同意欄は使用しません。

・振込先は、成年後見人等の口座を指定してください。